

9 就業支援に関すること

(1) 職業教育

鳥取県立鳥取盲学校には、職業学科として保健理療科（あん摩マッサージ指圧師養成コース）、専攻科理療科（はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師養成コース）が開設されています。

視覚障がいにも配慮しながら、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家試験受験資格取得をめざして学習します。3年生の2月末に国家試験を受験します。

※年齢制限はありませんが、入学資格が定めてあります。詳しくは鳥取県立鳥取盲学校へお問い合わせください。

【窓 口】

鳥取県立鳥取盲学校 電話 0857-23-5441

(2) 障害者総合支援法による訓練等給付

○国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局（函館、神戸、福岡の視力障害センターを含む）の就労移行支援（養成施設）サービスでは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の受験資格を得るための職業教育を行っています。

コースは以下の二つがあります。

- ① 専門課程（高卒以上の方で修業年限は3年）
- ② 高等課程（中卒以上の方で修業年限は5年）

【対象者】

視覚に障害のある方で、施設利用について市町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた15歳以上の方

【利用料金】

障害者総合支援法に定められた基準に基づいて、ご利用の障害福祉サービス費と食費・光熱水費を負担します。

※所得に応じて軽減される場合がありますので、市町村窓口へ相談ください。

【施設入所支援】

通所が困難な方が利用できる宿舎があります。

【お問い合わせ】

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 総合相談課

<https://www.rehab.go.jp/>

電話 04-2995-3100（代表）

○日本視覚障害者職能開発センター（東京ワークショップ）

日本視覚障害者職能開発センターは、見えない、見えづらい方々の「働きたい」「働き続けたい」という思いを支える、視覚障害者の総合就労支援施設です。主にパソコンを利用した事務職に挑戦する視覚障害者の、職業開発訓練を中心とした社会福祉事業を行っています。各種視覚障害者支援機関、眼科、ハローワーク、視覚特別支援学校、当事者団体等と連携を取り、きめ細かくサポートしています。

① 東京ワークショップ

【就労継続支援B型】定員 24 名 利用対象者：フルキー六点漢字入力を習得した方

【就労移行支援】定員 30 名 利用対象者：18 歳から 64 歳までの就労を希望する方

利用期間：24 か月以内

【就労定着支援】利用対象者：就労移行支援等のサービスを経て一般就労した方

利用期間：就職・復職後 6 か月～3 年 6 か月

【自立訓練（生活訓練）】定員 6 名

利用対象者：自立した生活を送るために訓練を必要とする方 利用期間 24 か月以内

【費用】課税状況等により市町村が定めたサービス利用料

【手続き】住民票を管轄する市町村の障害福祉窓口を利用申請

※就労移行支援B型、就労移行支援、就労定着支援では、リモート支援を実施

② O A 実務科（東京障害者職業能力開発校委託）

【定員】5 名 【利用対象者】身体障害者手帳をお持ちで一般就労を目指す方

【利用期間】1 年（4 月～3 月） 【費用】無料（訓練手当対象）

【手続き】お住いの住所地を管轄するハローワークに願書を提出

(3) 訓練施設

○国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

ITビジネスコース（視覚障害のある方が対象）

国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターは、職業的自立を目指す障害のある方に対して、職業評価、職業訓練及び職業指導等の一貫した職業リハビリテーションサービスを提供する施設です。

【視覚障害に配慮した職業訓練について】

- 1 個々人の障害特性等に合わせた個別訓練カリキュラムによる職業訓練を行います。
- 2 事業所での実習や、就職先での担当職務に合わせた訓練にも対応しています。
- 3 職業訓練では、主に事務関連職種への就労を目指し、就労支援機器（拡大読書器・点字ディスプレイ及び画面読み上げソフト・画面拡大ソフト等）を活用して、パソコンによるビジネスソフトの利用を中心とした事務処理に必要な知識・技能の習得を図ります。

入所を希望される方は、ハローワーク（公共職業安定所）にお申し込みのうえ、地域障害者職業センターで職業評価を受けてください。

【お問い合わせ】

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

職業評価指導部 職業評価課 電話 0866-56-9001

<https://www.kibireha.jeed.go.jp/>

○広島障害者職業能力開発校 音声パソコンコース（OAビジネス科）

広島障害者職業能力開発校は、障害のある方々に、様々な職種についての知識や専門的な技術、技能を習得していただくために、職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設です。

音声パソコンコース（OAビジネス科）は、スクリーンリーダー等の視覚障害者用就労支援機器・ソフトを活用したOA機器・パソコンの操作を学び、ワープロ・表計算ソフト及びインターネット・電子メール等についての基礎知識と利用技術を習得します。

【対象者】

公共職業安定所に求職登録されている方で、知的障害・精神障害以外で視覚障害のある15歳以上の方

【応募手続】

入校を希望される方は、居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談をした後、提出必要書類を公共職業安定所へ募集期間内に提出してください。

【その他】

授業料は無料です。ただし、教科書・資格取得に係る受験料・作業服等の費用は自己負担です。

また、公共職業安定所（ハローワーク）で職業訓練受講指示を受けて入校された方は、受講状況に応じて、雇用保険の延長給付や訓練手当の支給が受けられます。

【お問い合わせ】

広島障害者職業能力開発校 募集担当

電話 082-254-1766

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/188/>

■訓練手当

公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練の受講者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく援助措置として、訓練期間中に訓練手当を支給します。

【注意事項】

雇用保険法による失業給付等の受給者は対象になりません。

【窓 口】

県産業人材課、産業人材育成センター倉吉校

最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）

■ジョブコーチによる支援

障がいのある方が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある方と事業主の双方に支援を行います（費用は無料です）。

【障がい者への支援例】

- 職場のルールやマナーを理解し、行動するための助言
- 仕事に適応する（作業能率を上げる、作業ミスを減らす）ための支援

●人間関係や職場でのコミュニケーションに関する助言

●健康管理、生活リズムの構築支援

【事業主への支援例】

●障がいを適切に理解し配慮するための助言

●仕事の内容や指導方法についての助言

【窓 口】

東部) 鳥取障害者職業センター 鳥取市吉方 189

電話 0857-22-0260

中部) 障がい者職場定着支援センターくらよし 倉吉市住吉町 37-1

電話 0858-23-8448

西部) 障がい者職場定着推進センターあしすと 米子市道笑町2丁目 126 桑本ビル 1F

電話 0859-34-6568